



# ヨーロッパへの特許出願ルートを選択

～ 最近の改正点を踏まえたEPC出願と各国出願、  
そのメリット・デメリット ～

[知財情報戦略室]

## 1 はじめに

ヨーロッパ特許条約 (EPC; European Patent Convention) とは、単一の出願と審査により、締約国における「国内特許の束」の取得を可能にするとともに、拡張国においては特許の効果を拡張することを可能とする条約です。EPCは、1973年に10カ国の署名でスタートしましたが、2010年10月現在で締約国は38、拡張国は2を数えるまでに拡大しました。図1からわかるように、今ではヨーロッパの多くの国において、EPCを活用して特許権を取得することができるようになっています。

アメリカ、日本と同様に、2008年のリーマンショックはヨーロッパにも多大な経済的打撃を与えました。すでにヨーロッパ経済は回復軌道にあるという声はあるものの、依然として不安定要素が残っていることも確かです。

【図1】EPC締約国・拡張国(2010年10月現在)



ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) およびモンテネグロ (ME) は拡張国。ロシア (RU)、ベラルーシ (BY)、ウクライナ (UA)、モルドバ (MD) は非締約国。地図中のその他38ヶ国は締約国。

(出典) <http://www.epo.org/about-us/epo/member-states.html>

【表1】EPC出願件数推移

	2006	2007	2008	2009
全体	135,399	141,423	146,644	134,542
(出願人国別)				
アメリカ	34,605	35,469	37,234	32,966
ドイツ	24,811	25,185	26,667	25,107
日本	22,178	22,934	23,104	19,933
フランス	8,063	8,373	9,093	8,929
オランダ	7,476	7,155	7,360	6,738
スイス	5,526	5,878	5,942	5,864
イギリス	4,702	4,946	5,029	4,821

(出典) <http://www.epo.org/about-us/office/statistics.html>

また、EPC出願の多くは、同じくリーマンショックの打撃を受けたアメリカ、日本の出願人によってなされています。これらの影響もあって、2009年にはEPCに基づくヨーロッパへの特許出願件数は減少しています(表1参照)。

このEPC出願件数の減少は、リーマンショック後、知財活動の予算縮小に伴い、出願人である企業が出願戦略の見直しを余儀なくされていることに一因があると言われています。

EPC出願は、ヨーロッパの多くの国における特許を単一の出願手続で取得することができるというメリットの一方で、近年の規則改正と料金改定により、「国内特許の束」を取得するまでの手続が煩雑かつ複雑になっただけでなく、庁費用が高額になっています。また、EPC出願がヨーロッパへ出願する際の一般的なルートとして利用されている現在も、状況に応じて締約国へ国ごとに出願する各国出願も利用されています。

そこで、このコラムでは、ヨーロッパ各国、特にEPC締約国における特許出願ルートを選択に際して、最近の改正等を踏まえつつ、EPC出願と各国出願のメリット・デメリットを検討します。

## 2 EPCに関する最近の改正等

EPC2000と呼ばれる改正が2007年12月13日に発効して以来、EPCに関する改正等が相次いでいます。そこで、EPC出願のメリット・デメリットを検討する上で影響があるものをピックアップします。

### (1) EPCのメリットを向上させる改正等

#### ロンドンアグリーメント(ロンドン合意)

EPCでは、原則として特許付与の言及から3ヶ月以内に、締約国の公用語への翻訳文を提出しなければならないとされています(EPC第66条(1))。そのため、手続言語と異なる国で権利化を図る際に、公用語への翻訳費用が出願人に大きな負担となっていました。

しかしながら、2008年5月1日に発効したロンドンアグリーメントにより、批准国では翻訳文提出の一部または全部が免除されることとなりました。たとえば、英語でEPC出願を行った場合、EP特許発効の要件である請求項の翻訳文を提出すれば、ドイツ・フランスでの権利化には、特許明細書・図面の現地語翻訳文は不要となりました。そのため、翻訳費用の面においてEPC出願を利用するメリットが大きく向上しました。

#### 出願言語

パリルートでのEPC直接出願を行う場合、ヨーロッパ特許庁の公用語(英語・独語・仏語)以外の任意の言語(日本語を含む)でEPC出願をすることが可能となりました(第14規則(2))。これにより、緊急出願で明細書の翻訳が間に合わない場合であっても、PCT出願ではなくEPC出願を選択できるようになりました。

なお、PCTルートでの国内移行の場合は、依然として優先日から31ヶ月以内に翻訳文を提出する必要があります(EPC第153条(4)および第159規則(1)(b))。

#### 締約国

2008年1月1日にノルウェー、クロアチアが締約国となり、その後もマケドニア・旧ユーゴスラビア、サンマリノ、アルバニア、セルビアが加わっています。移行予定の締約国が多い場合にEPC出願を利用するメリットがさらに向上しました。

【写真1】ミュンヘンにあるヨーロッパ特許庁舎の1つ Isarbuilding



### (2) EPCのメリットを低下させる改正等

#### 料金体系

2009年4月1日以降の出願・PCT国内移行を対象として料金体系が改定され、2010年10月現在の主な庁費用は次のとおりです。

出願料(オンライン)	105ユーロ
請求項加算料	
(請求項16~50)	210ユーロ/請求項
(請求項51以降)	525ユーロ/請求項
ページ加算料	36ページ以降
(出願・国内移行時)	13ユーロ/頁
(許可時)	13ユーロ/頁
調査料	1105ユーロ
審査料	1480ユーロ
指定国料	525ユーロ
特許発行料	830ユーロ

現在の料金体系下では、請求項が多く、明細書が長い出願は、出願時の庁費用が高額となります。また、次に取り上げる施行規則改正とあわせて考えると、「調査・審査の対象外となった請求項等の記載についても庁費用が発生する。」という現象が起こりえるため、EPC出願を利用するメリットを低下させる要因となっています。

#### 施行規則改正(EPC2010)

2010年4月1日に改正された施行規則は、審査手続の迅速化、権利範囲の早期明確化がメリットとなりえます。その一方で、次の改正点は、出願人の取り得る処置に制限を課す内容となっています。

「独立項が複数ある場合における調査対象の制限  
(第62a規則)」

「有意義な調査を行うことができないと認定され  
た場合における調査対象の制限(第63規則)」

「分割出願の時期的制限(第36規則)」

これらの改正点は、現在のEPC出願に対する補正の制限(新規事項、シフト補正の禁止)と相まって、「競合他社の実施状況を踏まえた請求項の補正」や「単一性欠如と認定された請求項に係る分割出願の先延ばし」等、出願人の意志で出願の係属状態を維持することを困難にしました。そのため、EPC出願を利用するメリットを低下させる要因になっています。

### 3 EPCルートと各国出願ルート

ヨーロッパへの特許出願ルートに関する通説に

「EPC締約国の3ヶ国以上で特許権を取得するならば、EPC出願の方が有利」

というものがあります。

上述のEPC改正等があった後も、特許権を取得すべき国数がボーダーラインの「3ヶ国」を大きく上回る場合、特にトータルのコストと手続きの簡便さという点でこの通説は依然として有力です。

【写真2】写真1のヨーロッパ特許庁舎向かいにある  
ドイツ特許商標庁舎



しかしながら、EPC出願の庁費用が全般に高額であるため、通説のボーダーラインである「3ヶ国」前後で特許権を取得する場合には、翻訳費用、代理人費用などを考慮しても、各国出願ルートの方が権利化までのコストが低額になる場合があります。また、請求項補正や分割出願等の手続の自由度を重視する場合にも、各国出願ルートの方が有利な場合があります。そのため、出願ルートの選択には、以前よりも多面的な判断が必要になったといえます。

そこで、EPC出願での代表的な移行国であるドイツ、イギリス、フランスについて、出願ルートを決定するための考慮要素を例示します。

#### (1) ドイツ

##### 出願費用 [特許]

出願料(オンライン) 40ユーロ

請求項加算料(オンライン:請求項10以降)

20ユーロ/請求項

調査料・審査料 350ユーロ

(個別に行った場合には、調査料250ユーロ、審査料150ユーロ)

##### 審査請求期限

出願日から7年以内

(パリルートのEPC出願が、調査報告書の公開日から6月以内であることと比べて、かなり長い)

##### 分割出願の時期的制限

出願の係属中は分割出願が可能

##### 国内特許とEPC特許の併存

ダブルパテントとならない限り、同一内容の出願に基づくドイツ特許とEPC特許の国内移行を並存させることが可能

##### 実用新案の活用

日本と同様に方法は保護対象ではないものの(2条)化合物などは保護対象

特許と実用新案の並存が可能

特許出願からの "Branching-off(分岐出願)" による並存も可能

日本と同様に無審査ながらも、実用新案の出願件数が多いという実情(表2~3)。

裁判地としての魅力

ヨーロッパにおける特許訴訟のうち70%前後の裁判地がドイツ、という統計があるほどの魅力的な裁判地

【表2】ドイツ出願件数推移

	2006	2007	2008	2009
特許全体	60,585	60,992	62,417	159,583
実案全体	19,766	18,083	17,067	17,306
(実/特)	0.326	0.296	0.273	0.290

(出典) <http://www.jp.to.go.jp/world/europe/p/>

【表3】日本出願件数推移

	2006	2007	2008	2009
特許全体	408,674	396,291	391,002	348,596
実案全体	10,965	10,315	9,452	9,507
(実/特)	0.027	0.026	0.024	0.027

(出典) [http://www.jp.to.go.jp/shiryuu/toushin/henjihenpou2010\\_index.htm#tokeishiryuu](http://www.jp.to.go.jp/shiryuu/toushin/henjihenpou2010_index.htm#tokeishiryuu)

**(2) イギリス**出願費用 [ 特許 : パリルート(オンライン) ]

出願料	20英ポンド
調査料	130英ポンド
審査料	80英ポンド

審査請求期限

公開日から6月以内

Acceptance Dead line(出願失効期限)

出願日(優先日)から4年6月以内または最初の審査報告から12月以内に特許を付与されることが必要。

分割出願の時期的制限

特許付与前かつ出願失効期限終了の3月以前。

ただし、最初の審査報告で特許可能な状態にある場合は、その審査報告から2月以内。

**(3) フランス**出願費用 [ 特許 ]

出願料(オンライン)	26ユーロ
請求項加算料(請求項10以降)	40ユーロ/請求項
調査料	500ユーロ
特許発行料	86ユーロ

調査・審査

調査報告書における新規性無しの判断に対しては、意見書・補正書の提出が可能。

進歩性に関する実体審査は無し。

分割出願の時期的制限

特許発行費用の支払前。

PCTルートは不可

PCT出願の場合、フランスへの直接移行不可  
EPC出願経由とすることが必要

**4 おわりに**

ヨーロッパへの特許出願ルートは、EPC出願または各国出願という選択肢に加えて、パリルートまたはPCTルートという選択肢があります。発明によっては、ドイツ実用新案の活用という選択肢も存在します。さらに、権利化までのコスト、出願手続の自由度、権利行使などの観点を加味すると、EPC出願ではなく各国出願を選択することは検討に値します。

また、現在もヨーロッパの特許制度を変える動きがあり、大きなところでは2009年12月に「欧州・EU特許裁判所(EEUPC)の設置とEU特許」について基本合意が発表されており、今後の動向が注目されます。EPCも2011年1月1日から第141規則(先行技術に関する情報)および第70b規則(サーチ結果の写しの提出要求)の施行が予定されており、EPC2010についても一部規則の明確化や応答期限の変更が検討されています。

そのため、ヨーロッパへの特許出願ルートの選択に際しては、今後も最新情報に注意を配りつつ、案件の事情に応じた判断が必要と言えます。

以上

**【参考文献】**

- ・「特許」2009年10月号：  
(解説) 欧州特許条約の最近の改正  
([http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200910/jaapaaten200910\\_047-061.pdf](http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200910/jaapaaten200910_047-061.pdf))

記事の問い合わせ先：知財情報戦略室  
メール：ipstrategy@soei-patent.co.jp